

第3章 将来像・めざす姿と改革を進める にあたっての3つの柱立て

1 地域社会の将来像

(1) 豊かなコミュニティ

地域社会*におけるコミュニティの機能低下や「公共」の分野の拡大に対処していくためには、社会の基盤である地域コミュニティ*を再生させることが何よりも大切です。

これまで培われてきた人と人との「つながり」や「きずな」を礎にしながら、若い世代やマンション住民など、より幅広い住民も参加し「自らの地域*のことは自らの地域が決める」という意識のもと、隣近所での「声かけ」、「見守り」、「助け合い」、「支え合い」といった身近な地域の中で生活課題等の解決に取り組む、豊かなコミュニティをめざします。

こうした豊かなコミュニティづくりは、大規模災害をはじめさまざまなリスクに耐え得る強い地域社会づくりにもつながります。

(2) 多様な協働(マルチパートナーシップ)による活力ある地域社会

拡大し続ける「公共」の分野をこれまでの地域団体*や地域*のボランティアグループなどの活動や行政だけで担い続けることは極めて困難になってきています。

地域の課題や資源などを最もよく知っている地域団体のほか、市民*、NPO*、企業などのさまざまな活動主体が、自らが地域社会*における「公共」の分野を担う主体であるという当事者意識のもと互いに協働*し、また、これらの主体と行政とが協働するマルチパートナーシップによって、拡大し続ける「公共」を担っていく活力ある地域社会をめざします。

地域社会における「公共」の分野に地域の多様な主体と行政が協働して取り組むことによって、24区で画一的なものではなく、それぞれの区の特性や地域の実情にあった真に必要なとされる取組やサービスの提供が可能となり、表面に現れにくい地域課題にも迅速かつ的確に対応できるなど、地域社会への効果や効率性も高まっていくと考えられます。

(3) 市民による自律的な地域運営

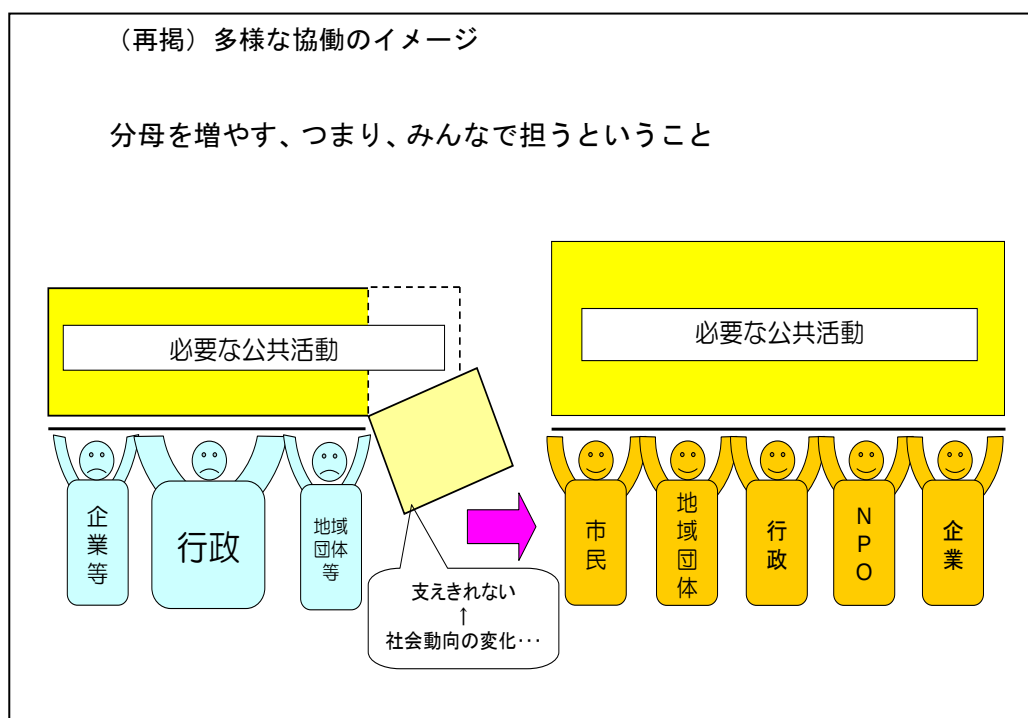
地域運営にあたっては、地域課題を共有しながら活動できるおおむね小学校区の範囲を基本とする校区等地域*を単位として、各種地域団体や企業、NPO*等、多様な主体が、地域社会*の将来像を共有しながら地域*の多様な意見を的確に反映し、活動内容の透明性を確保しつつ、各主体がその特性を発揮し、さまざまな地域課題に取り組む自律的な地域運営をめざします。

(4) 地域資源の循環による活力ある地域社会

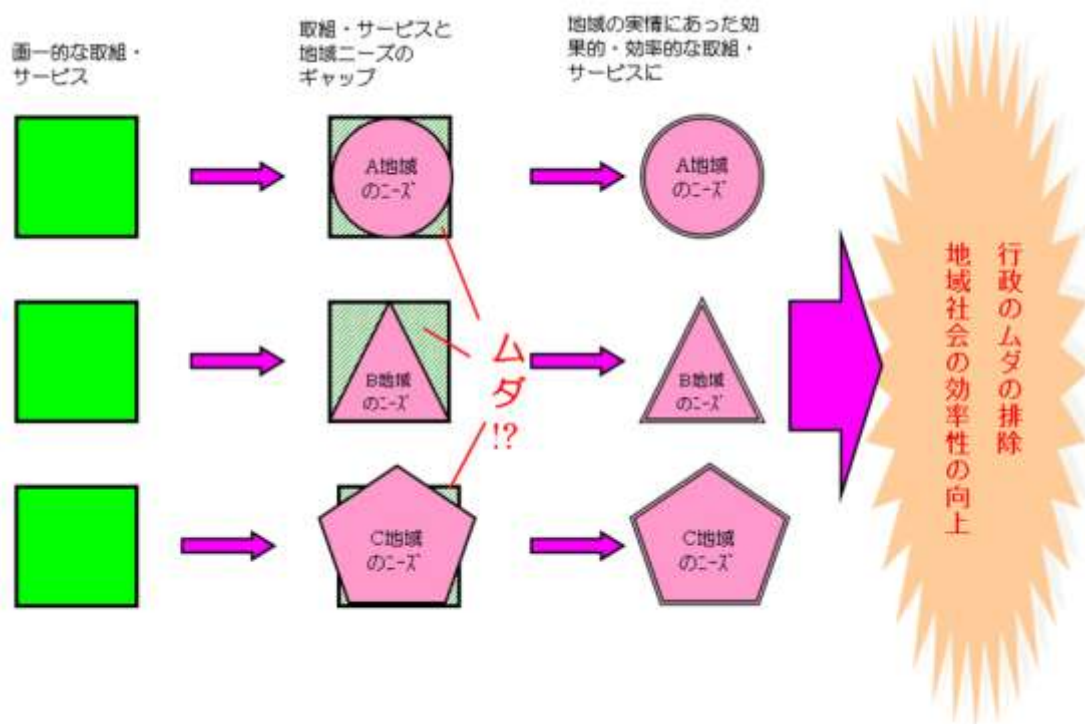
地域経済の地盤沈下にストップをかけ、活力ある地域社会づくりを進めていくためには、地域*においてヒト・モノ・カネ・情報といった地域資源を循環させることにより、地域経済を活性化させていく必要があります。

地域活動*へのビジネス手法(コミュニティ・ビジネス*、ソーシャル・ビジネス*)の導入促進、行政が直接実施している事業の地域への開放・資金循環により、地域の雇用創出や地域経済の活性化を図るとともに、担い手の最適化により効果的・効率的に公共サービスが提供される活力ある地域社会*をめざします。

また、こうした取組は、地域社会が持つさまざまなポテンシャル*を引き出すことにもなり、次々に生じる変化やリスクに対する耐性が強く、かつ、復元力の高い強靱な地域社会づくりにもつながると考えています。



(図表 12) 地域社会の効率性の向上



2 区政運営をめざす姿

(1) 区内の施策・事業を区長が自らの権限と責任で実施する区政運営

区内の基礎自治に関する施策や事業についての決定権を局*から住民により身近な区に移管し、24 区一律ではなく、区長が自らの権限と責任で、各区・各地域の事情や特性に即して施策や事業を総合的に展開するとともに、その成果を区民*が評価し、施策や事業の改善や新たな展開につなげていく区政運営をめざします。

(2) 地域活動を支える「かなめ」としての区役所

住民に身近な行政機関として地域*のさまざまな主体による活動を支えていくことは、区役所の重要な役割です。

そのため、多様な区民ニーズや地域活動*に関する情報等を一元的に把握し、マッチング*などのコーディネート機能を果たすとともに、人材の発掘・育成、資金の確保、ノウハウの提供など地域活動の総合的な支援を行う「かなめ」としての役割を果たす区役所をめざします。

(3) 区民の日常生活の安全・安心を担う総合拠点としての区役所

安全・安心など区民*の日常生活に関する相談や要望を総合的に受け付け、

解決に導くための機能を備える総合拠点として、区民が利用しやすい便利で親切的な区役所をめざします。

3 行財政運営のめざす姿

(1) 市民ニーズへの的確な対応と成果を意識した行政運営

行政サービスは、市民*のニーズにこたえるものであると同時に、市民の負担において提供されるものです。それゆえ、サービスの受け手であり、かつコスト負担者でもある市民の視点を行政サービスの内容に反映させることが重要です。

行政サービスの提供にあたっては、画一的な内容にするのではなく、サービスの受け手が選択できる環境を設定するなど、市民が真に求めているサービス内容にすることをめざしていきます。

このように、行政運営にあたっては、市民ニーズへの的確な対応を図るとともに、常に成果を意識し検証しながらPDCAサイクル*を着実に回していきます。

(2) 市民の安全・安心を支える安定した財政基盤の構築

非常に厳しい財政状況の下、歳入の確保、施策や事業の聖域なきゼロベースの見直し、徹底したムダの排除などに取り組み、収入の範囲で予算を編成することを基本とする規律ある財政運営を進めていきます。

こうした取組を進めることによって、さまざまなリスクに的確に対処し、社会経済環境等の変化により新たに発生する社会的ニーズにも柔軟に対応しながら、市民*の安全・安心を支えていくことができる安定した財政基盤の構築をめざします。

(3) 市場メカニズムを利用して最適なサービスを調達するとともに、民間や地域の活力を引き出す観点からの民間開放

事務事業の実施にあたっては、民間でできることは民間に委ねるということを基本に、市場メカニズムを利用して民間市場での競争を通じて最適なサービスを調達するということを追求していきます。

また、事務事業を民間事業者や地域*に開放することによって、行政の資金を民間事業者や地域に回し、地域経済の活性化や雇用の創出につなげていくことをめざします。

行財政運営にあたっては、これまでの経緯ややり方にとらわれることなく、効果的・効率的な運営を徹底することにより、スリムで確固たる行財政基盤を構築していきます。

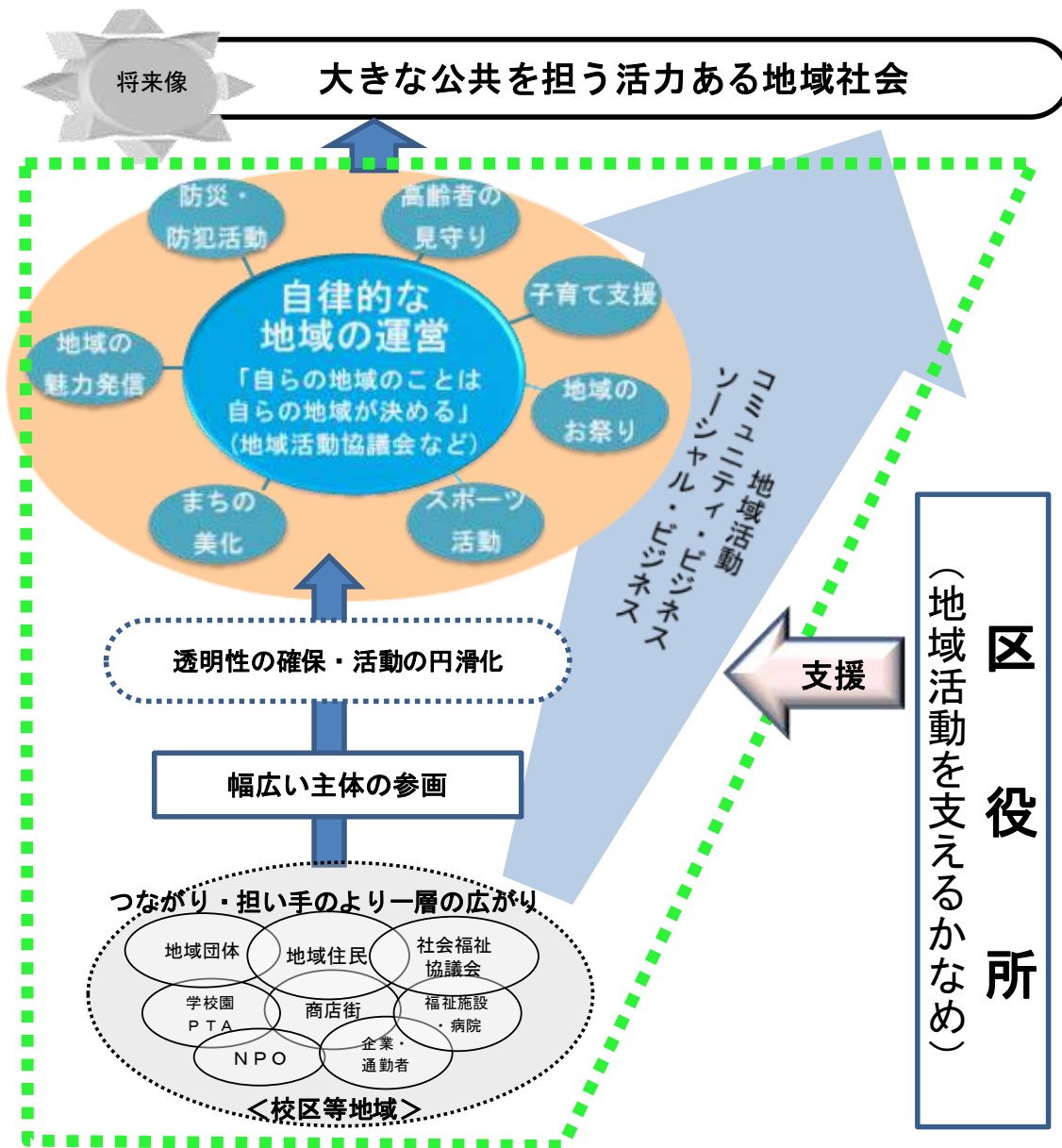
4 改革を進めるにあたっての3つの柱立て

以上のような地域社会*の将来像、区政運営・行財政運営のめざす姿の実現に向けて、

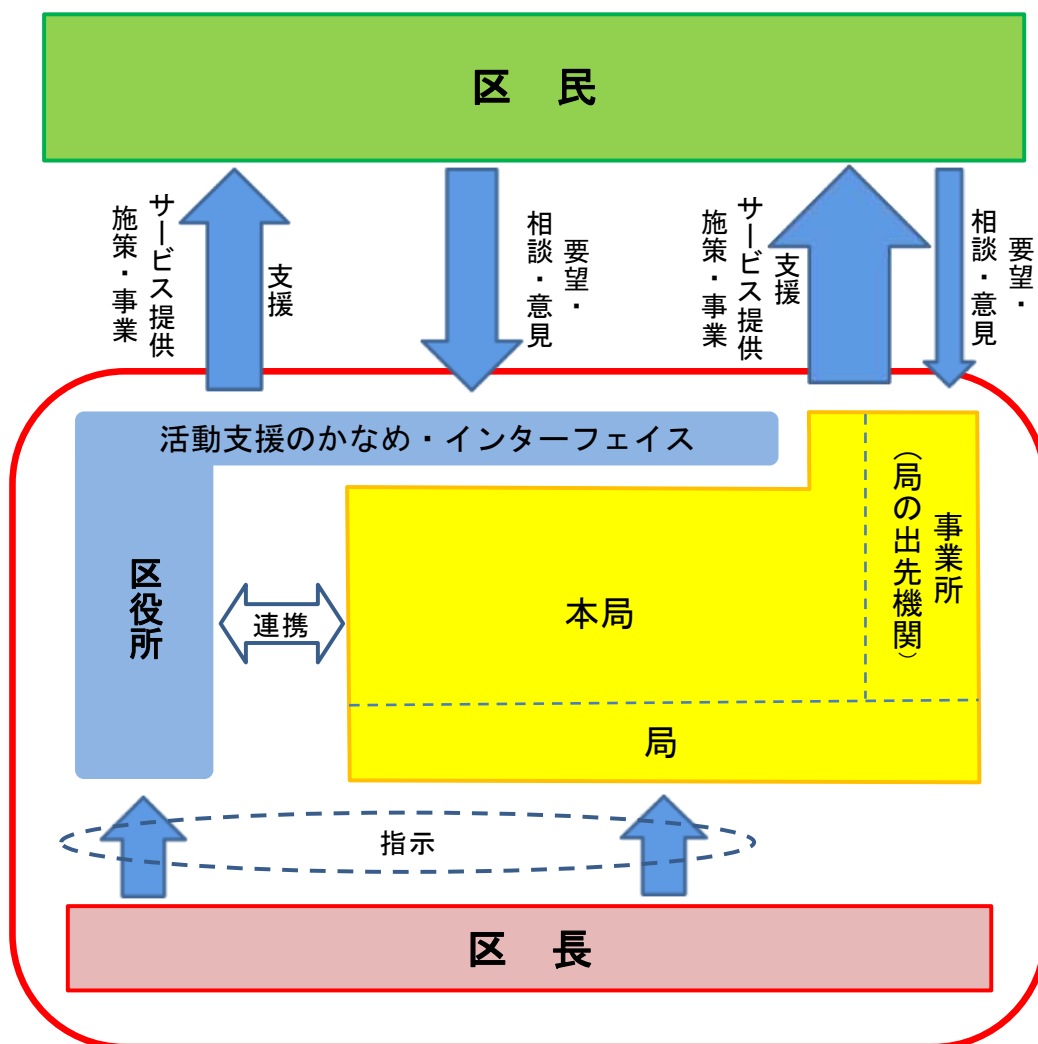
- 大きな公共を担う活力ある地域社会づくり
- 自律した自治体型の区政運営
- ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営

の3つの柱立てを行い、改革を進めていきます。

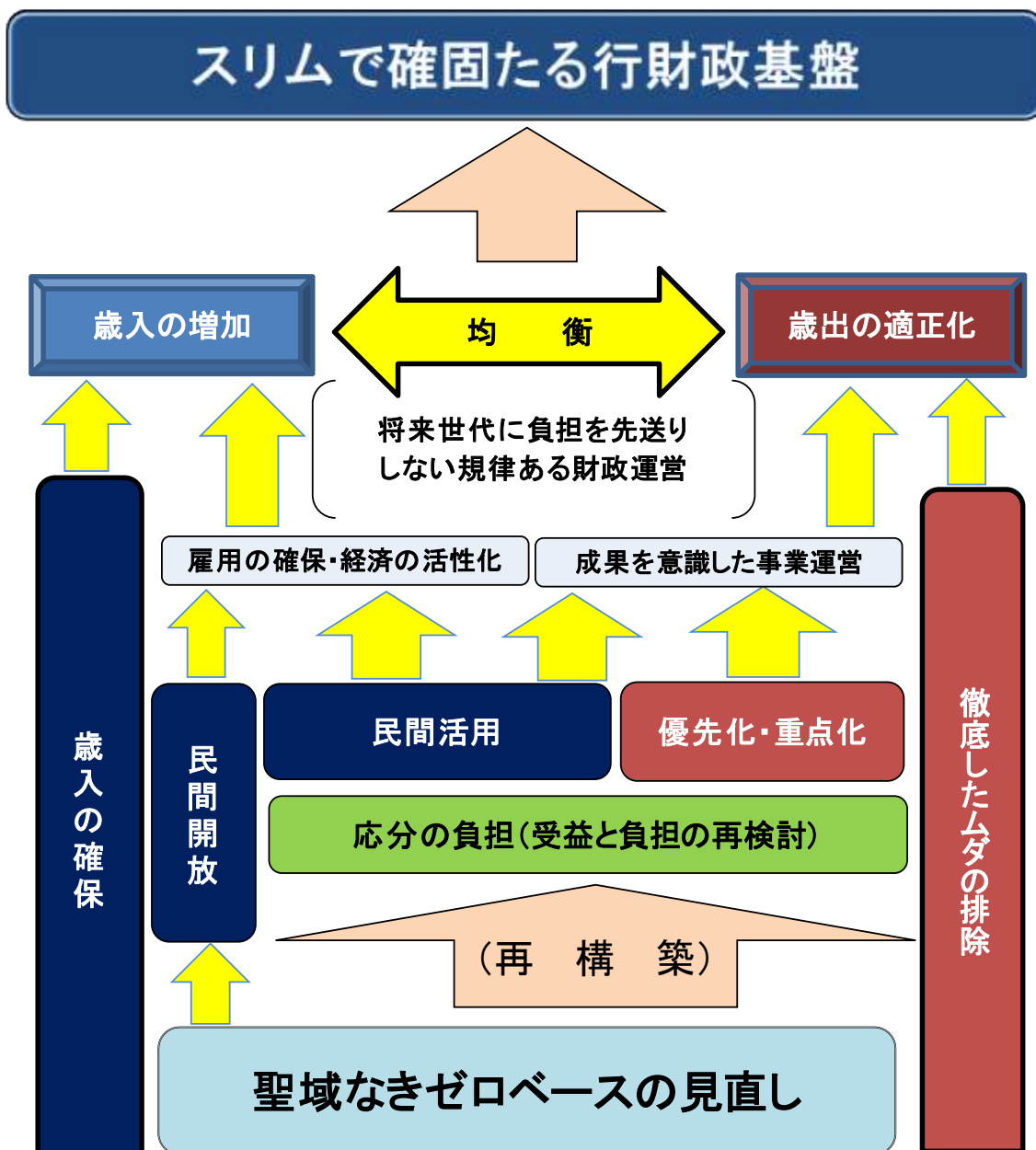
(図表 13) 大きな公共を担う活力ある地域社会づくり



(図表 14) 自律した自治体型の区政運営



(図表 15) ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営



第4章 具体的取組の方向性

1 大きな公共を担う活力ある地域社会づくり

(1) 豊かなコミュニティづくり

豊かな地域コミュニティ*を再生させるためには、これまでの大阪らしい「つながり」や「きずな」を礎とし、若い世代やマンション住民などこれまで地域活動*への関わりの薄かった人たちに、「つながり」や「きずな」の大切さを伝えるとともに、地域コミュニティへの参加のきっかけとなるさまざまなイベント情報の発信などの働きかけを進め、人と人とが出会いつながる機会づくりに取り組みます。

(2) 地域活動の活性化

ア 地域団体の活動の活性化の支援

地域団体*については、行政が地域*のまちづくりに関わるさまざまな取組を画一的に特定の地域団体に依頼してきたことなどにより、その本来の活動を妨げてきた側面があることから、取組を依頼する団体を限定せず、また、具体的な手法についても地域団体がそれぞれの地域の状況に応じて柔軟に選択できるようにするなど、行政からの依頼のあり方を見直します。

また、より幅広い人たちが、地域団体の活動に理解を示し参画できるよう、地域団体の活動情報の発信のほか、開かれた組織運営、会計の透明性の確保などについての支援を行います。

イ 地域活動の担い手の拡大への支援

地域活動*の担い手が広がるよう、人材発掘や人材育成などの取組を強化するとともに、人材情報や活動情報の集約化、コーディネート機能の拡充などにより、多様な人材と活動とのマッチング*を進める仕組みづくりなど、多様な担い手が活躍できる機会や場の拡充に取り組みます。

(3) 多様な協働(マルチパートナーシップ)の推進

ア 多様な主体のネットワーク拡充への支援

地域*のまちづくりに関するさまざまな活動主体が、課題やテーマごと

に集まり、情報共有し、連携・協働*に向けて話し合うことができるようにするため、場の提供やIT*活用の支援を行うなど、多様な活動主体のネットワークの拡充のための支援に取り組みます。

イ 地域公共人材の充実への支援

地域活動*や人材のコーディネート、まちづくり講座の企画など地域活動のマネジメントを担う「地域公共人材」を充実するため、大学や専修学校等の教育研究機関、NPO*等との連携を強化し、研修機会の提供など人材育成の仕組みづくりに取り組みます。

(4) 市民による自律的な地域運営の実現

ア 多様な団体が参画する地域運営の仕組みづくりの支援

校区等地域*を単位として、さまざまな市民活動団体*が幅広く参画し、開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら地域課題に取り組む、自律的な地域運営の仕組みづくりに向けた地域*の主体的な取組を積極的に支援します。

区役所をはじめとする行政機関は、この地域運営の仕組みのもとで、地域実情の把握や将来像の策定や課題解決に向けた活動に協働*で取り組み、また、こうした活動を支援することによって、自律的な地域運営につなげていきます。

また、自律的な地域運営を行っている団体について、法人格の取得など社会的信用を高めるための取組を支援します。

イ 活動内容を限定しない柔軟な財政的支援

この地域運営の仕組みのもとで行われる地域活動*に対する財政的支援については、公金の使途の透明性の確保を前提に、それぞれの地域*の実情や特性に応じた活動が行われるよう、活動内容を指定せずに大括りにし、具体的な活動内容については地域の選択に委ねるなど、柔軟な形にしていきます。

(5) 地域資源が循環する仕組みづくり

ア 多様な分野におけるコミュニティ・ビジネス化、ソーシャル・ビジネス化の支援

子育てや高齢者への支援、地域*の安全・安心の確保、まちの美化、地

域の魅力発信など多様な分野における地域活動*について、コミュニティ・ビジネス*化、ソーシャル・ビジネス*化の促進に向けて、それぞれのステージにおける支援を行い、地域における雇用の創出やヒト・モノ・カネ・情報などの資源の循環による地域経済の活性化を図ります。

イ 本市の事務事業の社会的ビジネス化

現在区役所や市役所が地域において実施している若しくは今後実施することになる事務事業についても、担い手の最適化の観点から、コミュニティ・ビジネス化、ソーシャル・ビジネス化(社会的ビジネス*化)を図り、効果的・効率的な公共サービスの提供と地域での雇用創出・資金循環につなげていきます。

本市の事務事業を社会的ビジネス化して委託する際には、これまでの民間事業者への委託に加え、地域の実情を踏まえたよりきめ細かなサービスが実施できるよう、企画段階から行政と担い手とが話し合い、役割分担や協働により取り組む協働型の事業委託*手法の導入を検討していきます。協働型の事業委託にあたっては、特定の主体を相手方とするのではなく、相手方を公募するなど可能な限り競争性を確保していきます。

(6) 中間支援組織の活用

(1)から(5)までの地域社会づくりに向けた地域*の取組の支援にあたっては、行政との連携を図りながら、さまざまな団体の活動を支援し、各団体とのネットワークや専門性を持つ、区社会福祉協議会などの中間支援機能を有する団体(中間支援組織*)を活用することが有効な場合もあります。

こうした中間支援組織については、地域活動*の担い手の発掘や育成、活動に役立つ情報提供や資金確保に向けた支援などにおいて、各区の実情に合わせた連携や役割分担を図るなど、その活用について検討を進めていきます。

2 自律した自治体型の区政運営

(1) 区域内の行政を区長の決定により実施する仕組みづくり

ア 基礎自治に関する施策・事業の決定権の局長から区長への移譲と局の区長の補助組織化

基礎自治に関する施策や事業について、区民*に身近なところで意思決定が行われるようにするため、区役所と局*との行政運営システムを根本的に変革し、その決定権を局長から区民に身近な区長に移譲するととも

に、区長を局長の上位に格付けして各局を区長による区政運営をサポートする「区長の補助組織」と位置付けます。

また、歳出予算についても、これまでの局主体の編成から区役所主体の編成に変更し、区長の権限や機能を強化します。

イ 区間調整の仕組みづくり

複数区にまたがる施策や事業については、区長への決定権の移譲と局の区長の補助組織化に伴い、区間での連携や調整を行うことが必要となることから、そのための仕組みづくりを進めます。

ウ 区長の公募

基礎自治に関する施策や事業の決定権を持ち、区政を総合的に展開する区長には、高いマネジメント能力をもった人材を区内だけではなく全国から公募し配置します。

(2) 多様な区民の意見やニーズを区政に反映するとともに、区民による区政の評価を行うことのできる仕組みづくり

ア 区長による多様な区民の意見やニーズを区政に反映することのできる仕組みづくり

サイレント・マジョリティ*などの表面化しにくいものも含めた多様な区民*の意見やニーズを的確に把握し、それを反映させた区政運営を行うため、区長が中心になって各区の地域事情や特性に応じた仕組みづくりを進めます。

イ 区長による区民が区政運営に参画する仕組みづくり

区において実施される施策や事業など区政運営について、計画・実施・評価のそれぞれの段階で区民との対話や協働*により推進していくため、区長が中心になって各区の地域事情や特性に応じた仕組みづくりを進めます。

区政の評価にあたっては、成果の目標は可能な限り数値化し、目標の達成状況の測定のためにさまざまなマーケティング・リサーチ*手法を積極的に活用していきます。

(3) 地域活動を支える「かなめ」としての区役所づくり

ア 積極的な情報発信等による地域活動支援

地域*の多様な主体による活動を支えていくため、区役所において、人材、資金、ノウハウなどの地域活動*に関するさまざまな情報を収集・把握するとともに、これらの情報を広く発信していきます。

また、地域活動をしようとしている市民*と市民活動団体*とのマッチング*、これらの活動団体と資金やノウハウを有する人材の支援を行っている団体とのマッチングといったコーディネート機能を充実するなど、区役所が地域活動を総合的に支援していきます。

イ 各地域の実情に応じたきめ細かな支援体制の構築

区長のリーダーシップのもと、収集・把握した地域活動に関する情報を区役所内で共有し、校区等地域*ごとに区役所内の各課・各担当を越えて地域活動を支援する体制を整備するなど、各地域の実情に応じたきめ細かな支援体制を構築していきます。

(4) 区民の安全・安心を担う総合拠点としての区役所づくり

区民*の日常生活の安全・安心を担う区民に身近な総合行政の拠点として、区民から寄せられるさまざまな相談や要望を受け付け、所管局に責任を持って引き継ぐインターフェイス(仲介)機能や、災害や事故をはじめ市民生活に重大な影響を与えるさまざまなリスクに対処する総合的な危機管理機能の拡充を図ります。

(5) 区役所における区民サービスの向上と効率的な業務運営

区役所における区民サービスの向上と効率的な業務運営に向け、来庁者への適切な案内サービスの向上やコンビニエンスストア等区役所窓口以外での証明書発行サービスの導入などに取り組むとともに、庶務関係業務やバックオフィス*業務等の共同処理などの検討を進めます。

(6) 区役所の体制整備と区長による自主的な組織運営

(1)から(5)までの取組を進めるために必要な区役所の体制整備を進めるとともに、区役所の組織運営について、一定の枠内で、区長が各区の実情や特性に応じて柔軟に組織編成や人事配置が行える仕組みづくりを進めます。

3 ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営

(1) 財政規律の遵守と健全な財政運営

ア 財政運営にあたっての基本原則

予算の編成にあたっては、将来世代に負担を先送りしないため、土地売却代や基金などの補てん財源に依存するのではなく、収入の範囲内で予算を組むことを原則とします。

また、特定目的基金*については、総合的・機動的な活用を図るため、可能な限り一元管理などを行います。

イ 歳入の確保

広域行政*における経済の成長・活性化に向けた取組による税収増加とともに、広告料収入、不用資産の有効活用、収入の根拠となる契約手法等の見直しなどによる税外収入の確保、徴収体制の集約化など未収金対策の強化を図るなど、歳入の確保に向けた取組を進めていきます。

なお、未利用地の処分にあっては、安易に売却するのではなく、周辺まちづくりに寄与する観点も導入して行うこととします。

ウ 収支不足の解消

今後、市政の抜本的な改革を進め、「今後の財政収支概算（粗い試算）◆平成 24 年 2 月版◆」で見込まれている年約 500 億円の収支不足（通常収支）の解消をめざします。

(2) 経常経費の削減

庁舎・事務所の維持管理費、I T*経費、印刷費、物品購入費などの経常経費についても、職員のコスト意識を徹底し、税金を 1 円たりともムダにしない業務執行を推進します。

ア 庁舎・事務所の維持管理費、I T 経費

ファシリティマネジメント*の徹底、光熱水費等の節減、競争性やパッケージ*利用等による I T 経費の圧縮を進めていきます。

イ 印刷費、物品購入費

広報印刷物の作成、新聞・書籍等の出版物や物品の購入等にあたっては、その必要性や費用対効果を点検・精査し、その結果に基づいて見直しを進めていきます。

(3) 隠れた支援や見えにくい支援の排除

補助金や各種減免といった財政的支援、委託料・賃借料については、その目的と投入する公金との関係を明らかにし、公金の流れの透明性を確保する観点から、その額は、目的と直接関係のあるものや適正な対価関係にあるものに基づき算定することを徹底し、他の目的や要素を加味して算定するなど、本来の目的等とは異なる名目の下での隠れた支援や見えにくい支援を行うことのないようにしていきます。

(4) 施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しと再構築

施策や事業については、一旦リセットし、以下の視点で、これまでの考え方ややり方にとらわれずに、聖域を設けることなくゼロベースで点検・精査し、安全・安心など市民*にとって優先度が高いもの、より大きな効果が見込めるものへの重点化・再構築を進めていきます。

【点検・精査の視点】

① 施策・事業自体の必要性

㊦ 現役世代への重点的な投資

現役世代が生み出す活力・効果により高齢世代を支えるためにも、現役世代を対象とする「子ども」「教育」「雇用」といった分野に重点的に投資し、その効果を高齢世代にも反映していくといった観点から、施策の重点の置き方を精査していきます。

㊧ 行政が関与する領域か民間に任せる領域か

事業開始時には民間が未成熟だったため行政が関与してきた領域の事業について精査し、民間事業者の参入により民間ビジネスとして成立している事業については、民間に任せることを基本としていきます（保育・幼児教育など）。

㊨ 施策目的の社会経済環境への適合性

施策目的が、少子・高齢化、グローバル化*等社会環境の変化に対応したものとなっているかどうかを精査していきます。

㊩ 全市一律に実施すべきか、区特性等に応じて実施すべきか

施策や事業について、市民が生活を営む上で必要不可欠な最低条件（シビルミニマム）に関わるなど全市一律で実施すべきものなのか、各区の特性等に応じて実施すべきものなのかを精査し、各区の特性等に応じて実施すべきものについては区長の判断に委ねていきます。

② 事業の内容の有効性と実施方法の最適性

㊦ 事業内容の施策目的に対する整合性・有効性

事業内容について、施策目的(どのような状態にするのか)との整合性、施策目的を達成するための手段としての有効性を精査していきます。

① 行政サービスの内容を住民の選択にさらず ～サービスの受け手が選択できる環境を整備～

行政サービスの提供にあたっては、その有効性を高める観点から、画一的な内容にするのではなく、可能な限りバウチャー*制度の活用等により住民にサービス内容の選択を委ねるなど、サービスの受け手が選択できる環境を整備することを検討していきます。

㊧ 民間活用の拡大

事業の実施にあたっては、

- ・ 実施の責任・主体とも行政にある場合は直営
- ・ 実施責任は行政で、実施主体を民間とする場合は委託等
- ・ 民間が自らの責任で実施している活動を通じて施策目的を達成する場合は活動支援(財政的支援、場の提供など)

といった整理を前提に、当該事業により達成しようとする施策目的(どのような状態にするのか)をより効果的かつ効率的に達成するという観点から、まず、民間活用ができないかどうかを精査していきます。

② 民間活用における競争性の追求

委託等の手法を採っている場合には、市場から最適なサービスを調達するという発想のもと、複数の事業者提供できるサービスの内容を競わせているかどうかを精査していきます。

また、民間の事業者や団体による活動を支援する手法を採っている場合には、サービスの「提供者」である事業者や活動団体への支援を通じて「対象者(エンドユーザー)」である住民に施策の効果を及ぼすものであること踏まえ、競争原理の導入などにより「対象者(エンドユーザー)」である住民に最大の効果をもたらす活動をしている事業者等が選択されているかどうかを精査していきます。

③ 活動支援を行っている場合の支援と効果の関係の明確化

民間の事業者や団体による活動に対する財政的支援については、事業補助を基本とするなど公金の流れの透明性を確保することにより、支援とそれによる効果との関係性が明確にされているかどうかを精査

していきます。

③ 応分の負担(受益と負担の再検討)

施策・事業の受益者と受益等の状況を精査し、受益者に応分の負担を求めるなど、受益と負担の関係を再検討します(国民健康保険料など)。

(5) 公共事業の見直し

公共事業については、新たなインフラ整備に関する事業のさらなる選択と集中を徹底するとともに、既存のインフラの維持管理にあたっては、経済活動や市民生活を支えるインフラを持続可能なものとし将来世代に良好な状態で引き継いでいく施設の長寿命化の視点も踏まえた戦略的な維持管理を実施するなど、「建設から維持管理への重点化」という観点も含めた見直しを進めていきます。

(6) 市民利用施設のあり方の検討

市民利用施設については、「施設提供サービスからソフト施策のサービスへ」、「民間でできることは民間に」、「区の特性に応じた区長の自主的な選択」などの観点から、施設の必要性・有効性、行政と民間の役割分担等を点検・精査し、施設の廃止・転用や機能統合などを含め、市民ニーズに応じた利用が可能となるよう抜本的に見直します。

(7) 外郭団体の必要性の精査

外郭団体*については、現在の資金的関与(出資・出捐)や人的関与(役職員の派遣)が本市の施策目的を達成する上で真に必要なものかどうかを改めて精査し、その結果に基づき、廃止、民営化、広域化などの観点から抜本的に見直しを行い、個別団体ごとに方向性を示します。

(8) 人事・給与制度改革

スリムで効率的な業務執行体制をめざして、職員数の削減や給与の見直しに取り組むとともに、大阪にふさわしい自治の仕組みづくりを見据え、大阪府との間で整合性のとれた人事・給与制度への改革に取り組みます。

ア 人事制度改革

引き続き職員数の削減を行うとともに、大阪府との職員の採用の一元化、人事交流の拡大を行います。

また、昇任制度の改善、管理職登用に当たっての外部評価の導入、休

暇制度の見直しなど、市民*の信頼を高め、市民のための組織に変えていくため、民間並みを基本とする人事制度の構築に向けて抜本的な見直しを行います。

イ 給与制度改革

大阪府の給与制度等との均衡を図りながら、幹部職員の定額制の導入や給料月額の重なる縮減、住居手当や旅費制度の見直しなど給与等にかかわる諸制度の見直しを進めるとともに、技能労務職員の給与について、民間の同種又は類似の業務の従事者との均衡を考慮した適正な水準にしていきます。

(9) 職員づくり、人材マネジメント

ア 改革を担う職員づくり

真の住民自治の確立に向けた改革を進めていくため、職員の気づきやチャレンジ性を積極的に引き出す取組を進めます。

また、住民による地域活動*の促進に向け、参加・対話を通じて主体的・創造的な行動に結びつけるポジティブ・アプローチ*手法の研修などにより、職員のファシリテーション能力やコーディネート力など、多様な人を巻き込んで、ものごとを前に進める能力、市民満足を高める能力の向上に取り組めます。

こうした取組を通じて、市民*のパートナーとして市民から信頼される自律的な職員と組織風土づくりを進めます。

イ 改革を支える人材マネジメントの推進

ポジティブ・アプローチ手法などを活用した職員間での仕事のめざすべき方向性や目標の明確化・共有化、人事評価の透明性のより一層の向上などを通じて、職員の士気や組織パフォーマンスの向上に向けた人材マネジメントを推進します。

(10) 良きガバナンスの実現

透明性の高い、効果的で効率的な業務執行体制を確立し、市民*の信頼の確保と協働*の基盤づくりを進めます。

ア 説明責任と透明性の確保 ～施策プロセスの「見える化」～

市民の税金を財源とし市民の信託を受けて市政を運営することから、すべての施策や事務事業の実施・変更等について、その内容や理由を市民

(社会)に十分説明していくとともに、意思決定のプロセスや事務事業の内容、公金の使途、流れ等の透明性を確保していきます。

このため、施策の発端から決定・実行までの施策プロセスの「見える化」を目的とした「オープン市役所(究極の情報公開)」を推進します。

イ 効果的な情報発信

各所属の広報を一元化し、戦略的な情報発信を推進するとともに、市民に身近な区役所が主体となった情報発信を強化するなど、市民のニーズに合ったより効果的な情報発信を行います。

ウ 業務フローの最適化

区役所と局*が分担している業務や繁忙要素となっている業務等について、基礎自治の拠点となる区役所の視点で見つめなおし、業務プロセスの可視化と最適化を行い、業務効率の向上を図ります。

エ 事業コストの「見える化」 ～フルコスト管理～

職員のコスト意識をより一層喚起するとともに、市民に対する説明責任を果たすため、単年度の収支を明らかにすることに重点を置いたこれまでの官庁会計*に加え、減価償却費や人件費などの見えにくいコストを含めたフルコスト情報や、これまで蓄積してきた資産・負債についてのストック情報が把握できる公会計システム*を構築し、それらの情報を財務マネジメントやPDCAサイクル*の評価ツールとして活用するとともに、市民に公表します。

オ コンプライアンスの確保

事実調査機能の拡充など公益通報制度の改善を図るとともに、職員の公正な職務の執行を確保するための仕組みをより一層周知徹底してその活用を推進することによって、職員のコンプライアンス意識の確保と、市民から信頼され、市民の信託に応える組織風土の確立に取り組みます。

(11) 機能不全を起こしている社会・行政システムの改革提言

生活保護制度など現代社会において機能不全を起こしている国の社会・行政システムについては、その問題点を明らかにし、国に対して積極的に改善を求めています。

第5章 改革を進めるにあたって

1 目標期限の設定とそれに向けた工程の明確化

改革を進めるにあたっては、目標とする期限を設定するとともに、目標期限に向けた手順とスケジュールを示す工程を明確にし、職員の認識の共有化を図りながら、スピード感を持った着実な進捗管理を行います。

2 区長及び局長による主体的・自律的な組織マネジメント

改革を着実に進めていくためには、この基本方針に示された考え方や方向性を踏まえて、各組織・現場の職員一人ひとりが当事者意識を持って課題に対して積極的に取組を進めていく必要があります、そのためには、区政運営や局運営の責任者である区長及び局長の組織マネジメントが極めて重要なポイントとなります。

こうしたことから、区長及び局長は、区・局運営の責任者としてリーダーシップを発揮して、所管する組織・現場において主体的・自律的に改革に取り組まれるよう組織マネジメントを推進していきます。

3 PDCAサイクルの徹底

(1) 施策と事業の関係の明確化

事業実施にあたっては、事業はあくまでも施策の目的を実現するための手段であることを踏まえ、施策目的(どのような状態にするのか)を明確にした上で、成果(市民*や社会にどのような変化が生じているか)を常に意識し、定期的に当該事業の有効性(当該事業を進めることによって市民や社会にどのような変化が生じているか)をチェックし、事業内容の改善や新たな事業展開につなげていきます。

(2) 施策目的の達成度(成果)の数値化

事業の実施によって何をどのような状態にするのか、その水準を明確にするとともに、事業による施策効果(成果)が客観的・定量的に測定できるよう、成果の目標を可能な限り数値化します。

なお、数値目標の達成状況を既存の統計データ等によって測定できない場合には、さまざまなマーケティング・リサーチ*手法を積極的に活用し測

定します。

(3) 達成度による事業撤退判断のルール化

事業が同一内容で漫然と継続することのないよう、施策の目的と成果に対する事業の有効性をチェックし、施策目的の達成度によっては当該事業を取りやめることをルール化します。

4 トライアル・アンド・エラー、エラー・アンド・トライアル

スピード感をもって改革を進めるため、全ての条件が整うのを待つのではなく、エラーを恐れず積極的にトライし、不具合(エラー)が出てくればこれを修正し、またトライするという姿勢で改革を進めていきます。

用語集（50 音順）

IT（アイ・ティー）	Information Technology の略語で、コンピュータやネットワークといった情報処理関連の技術の総称です。
NPO（エヌ・ピー・オー）	Non Profit Organization の略語で、法人格の有無や活動の種類とは関係なく、自発的に非営利の市民活動を行う民間の組織。日本語では「民間非営利組織」と訳されています。
大阪市	この市政改革プランでは、「大阪市」とは、地方自治法に定める地方公共団体としての大阪市、行政区域としての大阪市又は都市としての大阪市の意味で使用しています。
外郭団体	次のいずれかの基準に該当する団体で、その活動について調整・指導することが必要なものとして本市が指定しているものです。 平成 24 年 2 月現在、72 団体が指定されています。 ・ 監理団体 - ア 資本金、基本金その他これらに準ずるものに係る本市の出資又は出捐比率が 25% 以上であり、かつ、その比率が最も大きい団体 - イ 特に本市の指導・調整を必要とする団体 ・ 報告団体 - 監理団体を除く、資本金、基本金その他これらに準ずるものに係る本市の出資又は出捐比率が 20% 以上の団体 ・ 事業関連団体 - 監理団体及び報告団体以外の団体で、業務委託、職員派遣など本市の関与が大きいもの
官庁会計	国及び地方公共団体で行われている会計をいい、一般会計、特別会計、公営企業会計で構成されます。これまでの官庁会計は、企業会計の複式簿記・発生主義と異なり、単式簿記・現金主義に基づいたものでした。 （大辞林より引用）
基礎自治体	一般的に、市町村及び東京都の特別区のことをいいます。住民にとって最も身近な行政主体であることから、広域自治体である都道府県に対してこの名称が用いられています。 （大辞林より引用）
基礎自治行政	この市政改革プランでは、基礎自治体として実施すべき行政を基礎自治行政と名付けています。 （大辞林より引用）
協働（パートナーシップ）	市民・地域団体や NPO などの市民活動団体・大学・企業・行政など、異なる組織や人同士が、共通の目的のもと、対等な立場に立ち、それぞれの得意分野を活かしながら、連携し協力し合うことをいいます。パートナーシップともいわれています。

協働型の事業委託	委託者（行政）と受託者（市民活動団体や企業）が、地域課題への対応や政策目的の実現などの公共的な課題に取り組むにあたり、共通の目標を持って事業の企画立案段階から協議して役割分担を決定し、受託者がその決定された役割に係る事業の委託を受け、委託者と目標を共有し協議を重ねながら、住民の参画や当事者性を活かして当該事業を進める委託方式をいいます。 これにより、受託者のノウハウ等を活かし地域課題やニーズに的確に対応した効果的・効率的な事業展開が可能となるほか、住民の参画や地域性を活かした取組が行われることにより、地域でのヒト・モノ・カネ・情報などの資源の循環が生まれるなどの効果が期待できます。
局	大阪市役所の局や室をいいます。
区民	この市政改革プランでは、大阪市の区の住民に加えて、大阪市の区の区域内に通勤・通学する人、大阪市の区の区域内において市民活動に携わっている人などを広く総称する意味で使用しています。
グローバル化	政治・経済・文化などが国境を越えて地球規模で拡大することをいいます。
広域自治体	一般的に、都道府県のことをいいます。（大辞林より引用）
広域行政	その効果が基礎自治体又は都道府県の行政区域を越えて、より広域的に行われるべき行政をいいます。
公会計システム	単式簿記・現金主義を特徴とする現在の地方自治体の会計制度に加えて、複式簿記・発生主義などの企業会計手法を導入した会計の仕組みをいいます。 （日経ＢＰより引用）
校区等地域	おおむね小学校区の範囲を基本とする地域をいいます。
コミュニティ・ビジネス	地域の住民が、地域課題やニーズの解決のために必要なサービスなどをビジネスの手法で提供する事業をいいます。営利目的ではなく、地域の利益を増大させることを目的としています。 （事例） 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けられることを目的に、その地域の市民活動団体が介護保険の適用対象外のサービスを有償で提供している事業など。
サイレント・マジョリティ	公の場で意思表示をすることのない大衆の多数派をいいます。 （大辞林より引用）
サブプライムローン問題	2007年にアメリカを発端に広がった金融危機。信用力の低い個人や低所得者を対象にした高金利のローン「サブプライムローン」を担保にした金融商品が焦げ付き、欧米の金融機関が巨額の損失を計上するなど世界経済に混乱を起こしました。

市民	大阪市では、住民以外にも多くの人が活動しており(常住人口約 267 万人 ※ 1、昼間流入人口約 112 万人 ※ 2)、これらの人々が広く地域社会の担い手となることが期待できるところが大阪市の優位性だと考えます。 このことから、この市政改革プランでは、「市民」を、住民に加えて、大阪市内に通勤・通学する人、大阪市内において市民活動に携わっている人などを広く含む概念として使用しています。 ※ 1 平成 24 年 2 月 1 日現在の推計人口による。 ※ 2 平成 22 年国勢調査 <抽出速報集計結果>による。
市民活動	不特定かつ多数の人の利益の増進に寄与することを目的に、自主的に行う活動で、次のいずれにも該当しないものをいいます。 ア 営利を目的とする活動 イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動 ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動 エ 特定の公職の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
市民活動団体	地域住民により組織された団体、ボランティア団体、NPOその他の市民活動を行う団体をいいます。
社会的ビジネス	この市政改革プランでは、コミュニティ・ビジネス及びソーシャル・ビジネスのうち、行政が実施責任を負うべき事務事業について、その担い手の最適化の観点から、コミュニティ・ビジネス及びソーシャル・ビジネスとして実施されるものを「社会的ビジネス」と位置付けることにしています。 「社会的ビジネス」については、地域課題への対応やニーズに的確に対応した効果的・効率的な事業運営が可能となる地域でのヒト・モノ・カネ・情報などの資源循環が生まれるといった効果が期待できます。
ソーシャル・ビジネス	市民が、社会的課題やニーズの解決のために必要なサービスなどをビジネスの手法で提供する事業をいいます。営利目的ではなく、社会の利益を増大させることを目的としています。 (事例) 廃油を利用した石けんづくりを通じて子どもたちに環境教育を実施し、その石けんを公共施設等に売却し活動経費に充てている市民活動団体の事業など。
タスクフォース	特定の任務を遂行する部門・作業チームをいいます。

地域	小学校区、連合振興町会、振興町会その他の特定の範囲の区域をいいます。またこの範囲において地域活動に携わっている人々を意味することもあります。
地域活動	地域における市民活動をいいます。
地域コミュニティ	日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して、連帯感、共同意識、信頼感などを共有する、主に校区等地域を範囲とする地域社会をいいます。
地域社会	地域において、市民、地域団体その他の市民活動団体、企業、行政などによって形づくられている社会をいいます。
地域団体	地域活動を行う団体をいいます。
中間支援組織	社会の変化やニーズを把握し、さまざまな団体の活動や団体間の連携を支援する組織のことをいいます。主な役割は、資源(人・モノ・カネ・情報)の橋渡しや、団体間のネットワーク促進、価値の創出(政策提言・調査研究)などです。
特定目的基金	国や地方自治体において、特定の目的のために財産を維持し積み立てるために設置された基金をいいます。
ニア・イズ・ベター(補完性・近接性の原理)	住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方です。
バウチャー	国や地方自治体などが教育など目的を限定して個人に対し支給する引換券・割引券・クーポン券などをいいます。受給者は、この券を利用して必要なサービスを選択して受けることができます。
バックオフィス	対外的に顧客対応などを行うのではなく、後方で事務や管理業務を行う部門のことをいいます。
パッケージ	特定の業務あるいは業種で広い用途に利用することのできる既製の市販ソフトウェアのことをいいます
P D C Aサイクル(ピー・ディー・シー・エイ)	施策・事業に必要な要素である企画(Plan)、運営(Do)、評価(Check)、改善(Action)を一貫した流れのものとしてとらえ、それらを循環させることで、以降の施策・事業の改善に結びつける手法です。
ファシリティマネジメント	大阪市が所有する建物(ファシリティ)を市民共有の財産として、また、貴重な経営資源としてとらえ、全庁横断的な視点から総合的な有効活用を図る取組(マネジメント)をいいます。

ポジティブ・アプローチ	特定のテーマの関係者が一堂に集まって話し合い、組織や地域の強み・価値を発見し、それらが最大限発揮されたときの「ありたい姿・状態」を描き、共有することで、より次元の高い共通の目標の創出及び、その実現に向けた主体的なアクションプランの生成につなげる手法です。組織の活性化や、計画の立案、協働のアクションプランづくり等の有効な手法として活用されることが期待できます。
ポテンシャル	潜在的な能力、本来持っている力のことをいいます。
マーケティング・リサーチ	一般的に、消費者の動向や市場の分析など、企業が製品の開発及び販売に関して行う調査をいいます。（大辞林より引用） この市政改革プランでは、施策・事業の企画・立案から実施など全般にわたる意思決定に役立てるために、施策・事業に対する区民ニーズや区民の意向、施策・事業の成果などに関する情報を収集・分析するという意味で使用しています。
マッチング	さまざまな資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を需要と供給に応じてつなぎ合わせることをいいます。
ミッション	与えられた任務・使命のことをいいます。
リーマンショック	2008 年 9 月、当時アメリカ第 4 位の投資銀行であったリーマン・ブラザーズがサブプライムローン問題で経営に行き詰まり破綻したことが契機となり、世界規模で株価の暴落や、大手金融機関が連鎖的に経営危機に陥るなど金融不安が深刻化し、その危機が実体経済に波及したことをさしています。

大阪市市政改革室改革方針担当

〒530-8201

大阪市北区中之島 1 — 3 — 2 0

TEL 06-6208-9733

FAX 06-6205-2660

E メール ac0002@city.osaka.lg.jp